

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊勢市長

公表日

令和5年12月4日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム6～10									
システム6									
①システムの名称	eLTAXシステム								
②システムの機能	<p>【概要】 給与支払報告書及び公的年金等支払報告書を電子データで受理し、特別徴収義務者へ税額データを送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、一般社団法人地方税電子化協議会を経由して連携が行われる。なお、個人住民税システムをはじめとする他システムとは接続していない。</p> <p>【内容】 ①利用者データの審査と管理 ②申告・申請・届出データの審査と管理 ③申告データの連携</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二</p> <p>(1) 情報照会の根拠 27の項</p> <p>(2) 情報提供の根拠 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(1) 情報照会の根拠 第20条</p> <p>(2) 情報提供の根拠 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2の2, 31の3, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 39の2, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の3, 45, 47, 49, 49の2, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2の2, 59の2の3, 59の3, 59の4条</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部課税課
②所属長の役職名	課税課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1月1日現在で、伊勢市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。 ※過去の年度において賦課決定及び変更する者を含む。
その必要性	個人住民税の賦課を行うに当たり、納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族の所得の状況や障害、生活保護等の情報を正確に把握し、適正な賦課を行う必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 課税対象者を特定するために記録 ・連絡先情報 対象者の賦課期時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のための記録。 又、税務調査のために連絡先を記録 ・業務関係情報 ①国税関係情報: 国税庁からの申告等情報を個人住民税の賦課決定・賦課更正に使用するため記録。 又、国税庁との相互の税務調査のために記録。又、税務調査のために連絡先を記録。 ②地方税法関係情報: 個人住民税を賦課決定・賦課更正するために記録し納税通知書、所得・課税証明書を発行するためにも必要。又、他自治体で住登外課税されていることを記録。 ③生活保護情報: 個人住民税の非課税判定を行うために記録。 ④年金関係情報: 年金支払者から申告等の情報を個人住民税の賦課決定・賦課更正に使用するために記録。又、年金からの特別徴収額を決定・通知するために必要。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	総務部課税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、年金支払者) <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (宛名管理システム)								
③使用目的 ※	・地方税法及び条例に基づき、伊勢市内の課税対象者に対し、適正な課税をするため。								
④使用の主体	使用部署	総務部課税課							
	使用者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	①個人番号を取得し、課税対象者情報を作成 ②情報元から提出された申告等情報を数値及び画像として電子データ化し、課税対象者に特定。各課税対象者毎に合算・統合、さらに精査した賦課情報ファイルを作成・保管。 ③不突合の申告等情報で他市町村で個人住民税が賦課されることが判明したものは資料回送。 ④②で作成された賦課情報ファイルを徴収方法ごとに住民・給与支払者・年金支払者へそれぞれ税額を通知。又、住登外課税した課税対象者の住民登録地に伊勢市が個人住民税を賦課した旨を通知。 ⑤住民から課税・所得証明の要請があった場合に証明書を発行。								
	情報の突合	①課税対象者情報と電子データ化した申告等情報を突合。 ②非課税の判定のため、課税対象者情報と生活保護情報を突合。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	個人住民税システムの保守業務委託	
①委託内容	個人住民税システムの保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 松阪電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	データ読取及び穿孔業務委託	
①委託内容	個人住民税のデータ読取及び穿孔作業	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 松阪電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	当初賦課運用作業代行業務委託	
①委託内容	当初賦課計算処理及び税額決定(納税)通知書の印刷用データ作成	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 松阪電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項4	国税連携システム及び審査システム(eLTAX)保守業務委託	
①委託内容	国税連携システム及び審査システム(eLTAX)の保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 TKC	
	<選択肢>	

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (57) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (26) 件 [] 行っていない
提供先1	別紙1及び別紙4に掲げる者
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二、伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第3
②提供先における用途	別紙1及び別紙4に掲げる事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステム等を通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

移転先1	別紙2及び別紙3に掲げる者
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一、伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2
②移転先における用途	別紙2及び別紙3に掲げる事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="radio"/>] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (サーバ上の共有フォルダ)
⑦時期・頻度	庁内連携システム等を通じて情報照会のあった都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	本市が契約するクラウドサービスを利用している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用 ・データセンターとは専用線にて接続 ・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管 ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要 ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ・電源供給が断たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
個人住民税賦課情報ファイル							
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）							
リスク： 目的外の入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの申告書や給与支払報告書などの申告情報については、本人の個人番号カード又は通知カード(住所、氏名等が住民票と一致している場合に限る。)等の番号確認書類、個人番号カード又は運転免許証等の身元証明書の提示により本人確認を行い、対象者であることを確認する。 ・国税連携システム及び審査システム(eLTAX)にて配信される申告等情報については、申告書等に記載の住所により配信先の市町村が振り分けられており、他市町村分の資料を入手することはできない。 ・課税資料は一旦は取り込みはなされるが、フリガナ・生年月日が住基データと一致しない場合は不明データとなり、職員が直接データの情報を確認し判断している。当市の課税者ではない場合は課税データに取り込まれる前に精査している。 ・課税データ等個人情報ファイルはサーバーにて管理しており、端末機には保存できないようになっている。 ・バックアップ以外にファイルを複製できないようにシステムで制御を行っている。 ・作業において作成された個人情報を含むファイルデータにおいては、バックアップを残すが、業務時間外は鍵付き書庫等で施錠し、紛失や情報漏えいのないよう管理している。 ・委託先には契約で複製を禁じている。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーID及びパスワードによる認証を実施する。又、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。 							
3. 特定個人情報の使用							
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じている。 ・番号法第9条第1項別表第1に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、仕組みとして担保する。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
ユーザ認証の管理	[行っている] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 行っている</td> <td style="text-align: center;">2) 行っていない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 行っている	2) 行っていない		
<選択肢>							
1) 行っている	2) 行っていない						
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する。 						
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要である。 							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。 ・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他、個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律においては罰則の適用があることを周知するものとする。 ・従事者等に対して、個人情報保護に関する認識を高めるための研修を年に一回(従事者等に変更があった場合はその都度)行わなければならない。 ・業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 ・業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 ・業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。 ・業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。 ・個人情報の授受、複写・複製、返還、廃棄を行うときは、定める様式に記録し、承認を受けなければならない。 ・事故が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。 ・業務の遂行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、実地に調査することができる。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要である。	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の各規定に基づき厳格な運用を行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要である。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>・情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーでは、番号法別表第2に規定される「情報照会者、情報提供者、事務、特定個人情報の組み合わせを定義した情報」(プレフィックス情報)により、照会、提供の可否を判断し、目的外入手を制御する仕組みとなっている。</p> <p>・情報提供ネットワークを介した情報の連携において、情報提供ネットワークシステム側及び庁内連携サーバーにてログを残しており、定期的にセキュリティ管理者が確認する。</p> <p>・情報の詐取・奪取の防止及び情報の正確性の担保のため、セキュアなネットワークを用いる。</p> <p>・情報照会・情報提供の記録が逐次保存される仕組みとなっている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> <p>・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>本市が契約するクラウドサービスを利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用 ・データセンターとは専用線にて接続 ・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管 ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要 ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ・電源供給が断られた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。 <p>・端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳票、電子記録媒体及びフラッシュメモリは、施錠できるロッカー及び書庫に保管している。 ・共有フォルダは関係所属のみアクセス可能とし、使用済みのファイルは都度削除している。 ・USBポートは常時使用不可としており、使用する必要がある場合は管理者に使用目的を報告して使用許可を得ている。 <p>・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。</p>		

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、新規担当者を中心に年1回特定個人情報にかかる安全管理研修会を実施しており、未受講者に対しては、所属の他の参加者による説明や研修資料の提供によりフォローアップを行う。 ・eラーニングや庁外で研修会を活用し、教育と啓発に努めている。 ・委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける。 ・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。 <p><中間サーバープラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を取り扱う事務に関しては、担当者の指定を各所属で実施し、また事務のフロー図を作成している。 ・取扱規程に、漏えい等があった場合の報告方法を規定している。 ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要である。 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部課税課 電話:0596-21-5534
②対応方法	対応について記録を残す。対応策や再発防止策について協議を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年7月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月16日	Ⅲ. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託規定の内容	・委託業務の着手にあたり、従事者等の個人情報保護に関する誓約書を、委託者に提出しなければならない。この場合において、記名は本人の直筆でなければならない。 ・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他、個人情報の保護に関し必要な事項及び久留米市個人情報保護条例第34条又は第35条の規定に該当した場合は罰則の適用あることを周知するものとする。	・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他、個人情報の保護に関し必要な事項及び伊勢市個人情報保護条例第32条から第37条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。	事前	
平成28年9月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容【概要】4行目	また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民情報から課税証明書を発行する。	また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から所得・課税証明書を発行する。	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成28年9月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容【内容】①	①申告情報等(市民税・県民税申告書、確定申告書等、事業所からの給与支払報告)の受理	①申告等情報(市民税・県民税申告書、確定申告書等、事業所からの給与支払報告など)の受理	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成28年9月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容【内容】⑥	⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書)の受理	⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書など)の受理	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成28年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	(記載なし)	(国税連携システムについての記載を追加)	事前	重要な変更
平成28年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	(記載なし)	(審査システム(eLTAX)についての記載を追加)	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 117, 120項	・番号法第19条第7号 別表第二 第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119項	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成28年9月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長 石田 高	課税課長 世古口 陸	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成28年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ①保有開始日	平成27年7月頃	平成27年10月5日	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成28年9月1日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	(記載なし)	(当初賦課運用作業代行業務委託についての記載を追加)	事前	重要な変更
平成28年9月1日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	(記載なし)	(帳票印刷業務委託についての記載を追加)	事前	重要な変更
平成28年9月1日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	(記載なし)	(国税連携システム及び審査システム(eLTAX)保守業務委託についての記載を追加)	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	別紙1に掲げる者	別紙1に掲げる者 (別紙1を添付)	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成28年9月1日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	別紙2に掲げる事務	別紙2に掲げる事務 (別紙2を添付)	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成28年9月1日	Ⅲ. リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスクに対する措置の内容	(記載なし)	・国税連携システム及び審査システム(eLTAX)にて配信される申告等情報については、申告書等に記載の住所により配信先の市町村が振り分けられており、他市町村分の資料を入手することはできない。(内容に追加)	事前	重要な変更
平成28年9月1日	Ⅲ. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託規定の内容	・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他、個人情報の保護に関し必要な事項及び伊勢市個人情報保護条例第32条から第37条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。	・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他、個人情報の保護に関し必要な事項及び伊勢市個人情報保護条例第56条から第62条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成29年10月3日	Ⅰ. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	国税庁及び他自治体との申告等情報または税額データを連携するシステムで、これらの官公署等との専用回線で接続されている。	国税庁及び他自治体との申告等情報または税額データを連携するシステムで、これらの官公署等との専用回線で接続されている。	事後	誤字・脱字の修正
平成29年10月3日	Ⅰ. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	【内容】 ①国税庁からの申告等情報の受理及び提供 ②他自治体からの申告等情報の受理及び提供	【内容】 ①国税庁からの申告等情報の受理及び提供 ②他自治体からの申告等情報の受理及び提供 ③他自治体からの住登外課税に係る通知の受理及び提供	事後	システムの機能追加に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月3日	I. 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第16項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・番号法第9条第1項 別表第一 16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	誤字・脱字の修正
平成29年10月3日	I. 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 110, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 16, 19, 20, 21, 22, 23, 25, 28, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 44, 45, 47, 49, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59条	・番号法第19条第7号 別表第二 (1)情報照会の根拠 27の項 (2)情報提供の根拠 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 110, 111, 114, 116, 119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第20条 (2)情報提供の根拠 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 28, 31, 31の2, 31の3, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の2, 45, 47, 49, 49の2, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2, 59の3条	事後	法令等の題名等の形式的変更
平成29年10月3日	II. 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 3行目	[○]民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く))	[○]民間事業者 (給与支払者、年金支払者)	事後	入手元の制限解除に伴う変更
平成29年10月3日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]提供を行っている(56)件 [○]移転を行っている(21)件 []行っていない	[○]提供を行っている(57)件 [○]移転を行っている(26)件 []行っていない	事後	条例制定に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月3日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	別紙1に掲げる者	別紙1及び別紙4に掲げる者	事後	条例制定に伴う変更
平成29年10月3日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第7号別表第二、伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第3	事後	法令等の題名等の形式的変更
平成29年10月3日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ②提供先における用途	別紙1に掲げる事務	別紙1及び別紙4に掲げる事務	事後	条例制定に伴う変更
平成29年10月3日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()	[○]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [○]紙 []その他()	事後	提供方法の変更
平成29年10月3日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	情報提供ネットワークシステム等を通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	誤字・脱字の修正
平成29年10月3日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	別紙2に掲げる者	別紙2及び別紙3に掲げる者	事後	条例制定に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月3日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1、番号法第9条第2項に基づき定める条例(予定)	番号法第9条第1項別表第一、伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2	事後	法令等の題名等の形式的変更
平成29年10月3日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	別紙2に掲げる事務	別紙2及び別紙3に掲げる事務	事後	条例制定に伴う変更
平成29年10月3日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑥移転方法	[○]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()	[○]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]フラッシュメモリ [○]紙 [○]その他(サーバ上の共有フォルダ)	事後	提供方法の変更
平成29年10月3日	Ⅲ. リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> 電子計算機は電子錠により入室管理がされているサーバ室に設置している。 サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 サーバ室の電源供給が断たれた場合においても、無停電電源装置および自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。 端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。 届出書は鍵付きの書庫に保管している。 <p>・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電子計算機は電子錠により入室管理がされているサーバ室に設置している。 サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 サーバ室の電源供給が断たれた場合においても、無停電電源装置および自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。 端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。 帳票、電子記録媒体及びフラッシュメモリは、施錠できるロッカー及び書庫に保管している。 共有フォルダは関係所属のみアクセス可能とし、使用済みのファイルは都度削除している。 USBポートは常時使用不可としており、使用する必要がある場合は管理者に使用目的を報告して使用許可を得ている。 <p>・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。</p>	事後	リスクに対する措置の追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月3日	(別紙1)No.9	提供先:都道府県知事	提供先:都道府県知事又は市町村長	事後	誤字・脱字の修正
平成29年10月3日	(別紙1)No.14	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	誤字・脱字の修正
平成29年10月3日	(別紙1)No.15	地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	誤字・脱字の修正
平成30年9月7日	I.基本情報 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課税課長 世古口 睦	課税課長	事後	
平成30年9月7日	(別添1)ファイル記録項目	501.予備項目9 502.予備項目10 (以下空白)	501.予備項目9 502.予備項目10 503.寄附金控除特例分 504.市町村申告特例控除額 505.都道府県申告特例控除額 506.特定中小株式損失額 507.当年特定中小株式損失額 508.前特定中小株式損失額 509.前々特定中小株式損失額 510.医療費控除額特例分 511.予備項目16 512.予備項目17 513.予備項目18 514.予備項目19 515.予備項目20 516.予備項目11 517.予備項目12 518.予備項目13 519.予備項目14 520.予備項目15 521.予備項目16 522.予備項目17 523.予備項目18 524.予備項目19 525.予備項目20	事後	税法改正等によるシステム記録項目追加に係るファイル記録項目の追加
令和1年6月18日	I.基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	その他(週滞納管理システム)	その他(収滞納管理システム)	事後	誤字・脱字の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項4 帳票印刷委託業務	帳票への特定個人情報記載がなくなったため 評価書から記載削除。	事後	業務委託内容変更のため
令和1年6月18日	Ⅳ 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 ① 請求先	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	事後	
令和1年6月18日	Ⅳ 開示請求、問い合わせ 2. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ ① 連絡先	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月18日	(別紙2)特定個人情報の移転先 および (別紙3)特定個人情報の移転先	(別紙2) 1、10、13、14、20 (別紙3) 1、3 における、「健康福祉部高齢障がい福祉課」の表記	(別紙2) 10 健康福祉部高齢者支援課 (別紙2) 1、13、14、20 および (別紙3) 1、3 健康福祉部障がい福祉課	事後	課名変更に係る修正
令和2年11月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 (1)情報照会の根拠 27の項 (2)情報提供の根拠 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 4, 8, 54, 57, 58, 59, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116, 119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第20条 (2)情報提供の根拠 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 28, 31, 31の2, 31の3, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の2, 45, 47, 49, 49の2, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2, 59の3条 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二 (1)情報照会の根拠 27の項 (2)情報提供の根拠 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第20条 (2)情報提供の根拠 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2, 31の3, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の2, 45, 47, 49, 49の2, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2の2, 59の2の3, 59の3条 <p>また、この変更に伴い、別紙2も該当法令箇所</p>	事後	法令の改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月30日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p>	<p>電子錠にて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。部屋への入室は管理者の許可を受けなければ、入室できない。サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証を行い、操作資格者を限定している。</p>	<p>電子錠にて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。部屋への入室は管理者の許可を受けなければ、入室できない。サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証を行い、操作資格者を限定している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置>を追記</p>
令和2年11月30日	<p>Ⅲリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く)</p> <p>リスク:目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>・住民からの申告書や給与支払報告書などの申告情報については、本人の個人番号カード又は通知カードの番号確認書類、身分証明書の提示により本人確認を行い、対象者であることを確認する。</p>	<p>・住民からの申告書や給与支払報告書などの申告情報については、本人の個人番号カード又は通知カード(住所、氏名等が住民票と一致している場合に限る。)等の番号確認書類、個人番号カード又は運転免許証等の身元証明書の提示により本人確認を行い、対象者であることを確認する。</p>	事後	<p>通知カードの取扱い変更を受けた表現の修正</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月30日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの 接続 リスク1: 目的外の入手が行わ れるリスク		<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や</p>	事後	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞を追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月30日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク	③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	表現の変更
令和2年11月30日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機は電子錠により入室管理がされているサーバ室に設置している。 ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ・サーバ室の電源供給が断たれた場合においても、無停電電源装置および自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。 ・端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。 ・帳票、電子記録媒体及びフラッシュメモリは、施錠できるロッカー及び書庫に保管している。 ・共有フォルダは関係所属のみアクセス可能とし、使用済みのファイルは都度削除している。 ・USBポートは常時使用不可としており、使用する必要がある場合は管理者に使用目的を報告して使用許可を得ている。 ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機は電子錠により入室管理がされているサーバ室に設置している。 ・サーバ室へ入室は許可を受けた者しか認められておらず、適切に管理している。 ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ・サーバ室の電源供給が断たれた場合においても、無停電電源装置および自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。 ・端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。 ・帳票、電子記録媒体及びフラッシュメモリは、施錠できるロッカー及び書庫に保管している。 ・共有フォルダは関係所属のみアクセス可能とし、使用済みのファイルは都度削除している。 ・USBポートは常時使用不可としており、使用する必要がある場合は管理者に使用目的を報告して使用許可を得ている。 ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。 	事後	対応の記載追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月30日	Ⅲリスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける。 ・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、新規担当者を中心に年1回特定個人情報にかかる安全管理研修会を実施しており、未受講者に対しては、所属の他の参加者による説明や研修資料の提供によりフォローアップを行う。 ・e-ラーニングや庁外で研修会を活用し、教育と啓発に努めている。 ・委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける。 ・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。 <p><中間サーバープラットフォームにおける措置></p> <p>IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事後	対策の詳細記載追加および、<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>を追記
令和2年11月30日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を取り扱う事務に関しては、担当者の指定を各所属で実施し、また事務のフロー図を作成している。 ・取扱規程に、漏えい等があった場合の報告方法を規定している。 <p>・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要である。</p>	事後	リスク対策詳細追記
令和2年11月30日	Vリスク対策 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年2月13日	令和2年7月28日	事後	しきい値判断日に修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月30日	(別紙2)特定個人情報の移転先 および (別紙3)特定個人情報の移転先	(別紙2) 5、8 における、「都市整備部建築住宅課」の表記 (別紙2) 1、9、11、12、16、21 及び (別紙3) 4、5 における、「健康福祉部こども課」の表記	(別紙2) 5、8 都市整備部住宅政策課 (別紙2) 1、21 健康福祉部保育課 (別紙2) 9、11、12、16 健康福祉部子育て応援課 (別紙3) 4、5 健康福祉部医療保険課	事後	機構改革に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (1)情報照会の根拠 27の項 (2)情報提供の根拠 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第20条 (2)情報提供の根拠 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2, 31の3, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の2, 45, 47, 49, 49の2, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2の2, 59の2の3, 59の3条	番号法第19条第8号 別表第二 (1)情報照会の根拠 27の項 (2)情報提供の根拠 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第20条 (2)情報提供の根拠 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2, 31の3, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 39の2, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の3, 45, 47, 49, 49の2, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2の2, 59の2の3, 59の3条	事後	法令の改正による修正
令和3年8月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二、伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第3	番号法第19条第8号別表第二、伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第3	事前	法令の改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	(別紙1)特定個人情報の提供先	(別紙1)特定個人情報の提供先(番号法第19条第7号別表第2)	(別紙1)特定個人情報の提供先(番号法第19条第8号別表第2)	事前	法令の改正による修正
令和3年8月31日	(別紙2)特定個人情報の移転先 及び (別紙3)特定個人情報の移転先	(別紙2) 1、13、14、20 及び (別紙3) 1、3 における、「健康福祉部障がい福祉課」の表記 (別紙2) 10 における、「健康福祉部高齢者支援課」の表記	(別紙2) 1、10、13、14、20 (別紙3) 1、3 健康福祉部高齢・障がい福祉課	事後	機構改革に係る修正
令和5年1月6日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	電子錠にて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。 部屋への入室は管理者の許可を受けなければ、入室できない。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証を行い、操作資格者を限定している。	本市が契約するクラウドサービスを利用している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用 ・データセンターとは専用線にて接続 ・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管 ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要 ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ・電源供給が断たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月6日	IIIリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機は電子錠により入室管理がされているサーバ室に設置している。 ・サーバ室へ入退室は許可を受けた者しか認められておらず、適切に管理している。 ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ・サーバ室の電源供給が断たれた場合においても、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。 	本市が契約するクラウドサービスを利用している。 <ul style="list-style-type: none"> ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用 ・データセンターとは専用線にて接続 ・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管 ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要 ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ・電源供給が断たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月4日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (1)情報照会の根拠 27の項 (2)情報提供の根拠 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第20条 (2)情報提供の根拠 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2, 31の3, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 39の2, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の3, 45, 47, 49, 49の2, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2の2, 59の2の3, 59の3条	番号法第19条第8号 別表第二 (1)情報照会の根拠 27の項 (2)情報提供の根拠 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第20条 (2)情報提供の根拠 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2の2, 31の3, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 39の2, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の3, 45, 47, 49, 49の2, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2の2, 59の2の3, 59の3, 59の4条	事後	法令の改正による修正
令和5年12月4日	III リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他、個人情報の保護に関し必要な事項及び伊勢市個人情報保護条例第56条から第62条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。	・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他、個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律においては罰則の適用があることを周知するものとする。	事後	伊勢市個人情報保護条例廃止に伴う修正
令和5年12月4日	III リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	伊勢市個人情報保護条例及び番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）の各規定に基づき厳格な運用を行う。	番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）の各規定に基づき厳格な運用を行う。	事後	伊勢市個人情報保護条例廃止に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月4日	IV V 開示請求、問合せ・評価 実施手続 1. 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 ② 請求方法	伊勢市個人情報保護条例の規定に基づき、指 定様式による書面の提出により、開示・訂正・利 用停止請求を受け付ける。	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・ 利用停止請求を受け付ける。	事後	伊勢市個人情報保護条例廃 止に伴う修正